

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷四十第

行發日一月五年一十正大

論叢

マルクスの比例的關係の鐵則 法學博士 河上 肇

租稅立法に於ける階級打算的態度 法學博士 神戸 正雄

社會哲學に於ける主義的二元論的思想 法學士 恒藤 恭

我が國民所得の地方別研究 法學士 汐見 三郎

時論

間接稅の整理を論ず 法學博士 小川郷太郎

說苑

功利主義と生産政策 經濟學士 堀 經夫

地學觀社會學說に就きて 法學博士 財部 靜治

雜錄

僧侶と勞働問題 法學博士 財部 靜治

舊岡山藩の井田法 經濟學士 黒正 巖

舊岡山藩の井田法

黒正巖

一 緒言

私は嘗て岡山藩の開墾策に就いて概説した際に新田地の分配法并に租税法として井田のことを記した。池田光政が井田法を試むるに至つた理由は記録に明確には載つて居ない。併し彼は古へ聖賢の言行を慕ひ如何にもして之を實現し社會の缺陷を匡正しようとする努力したことは茲に云ふ迄もない。井田法もその一策として深く彼の心を動かして居たものと見えて、貞享四年に成つた彼の後樂園の内にも井田の模型を造つたそれは今日も残つて居る。彼の下に仕へて居た熊澤蕃山は理窟家であり保守主義者であつたに反し、當時光政の手足の如く働き經濟的手腕を揮り廻はした津田永忠は進取的であり實行家であつた。従て蕃山と永忠との意見はこと毎に相違して居たが、光政はよくこの二者を調和適合して政治を行つた。而て蕃山は開墾政策には固より井田法にも反對して居た。彼は集義外書に

1) 本誌第十卷第二號第三號

次の如く論じて居る。

「心友曰、聖人起り給は、井田復すべきや、云聖人起り給は、大道復すべきのみ、井田などの事は聖人其一時の利によつて制し給へり、これその跡なり、古へと今と時勢大に異り古法の今に行ふべからざることを多し、井田其一也。殊に日本の地形に相應せず、よく學ぶ者は聖人の意を取てあとによらず、聖人の意は仁政なり、仁政はいづれの國にも行へからざる所なし、今の時、所、位によつて仁政を行はざら大道の復せるなるべし。問、日本の地形、井田にたよることならずこのたまへども、算用つめにする時はならざる地なしといへり。もろこしにても地の高下廣狹不同なる所にては算用つめの井田ありといへり、いかゞ、云、民の田地を奪ひて井地とせんは井田の實を失へるなり、又民に井田の十一をとらば武士飢へて亂逆出來すべし、いまだ民の手にわたらざる新地にして井田をせんは聖代の法をうつして見るなり、しからばなほ算用つめは詮なし、正しき井田をなすべきなり、

もろこしにても先正しき井田をなし地形の井田にならざる時は貢法あり、貢法は井田の形をすて、實をとるものなり、井田の實は十一なり、故に井田のなしかたき地形にてはた十一をとるのみ、先井田あり、其かたはら井地になりかたき處、貢法と二にするもたよりならざることありて算用つめにしたるもありと見えたり、いまだ井田の正しき地形、ひと所もなきに算用つめの井田をせんよりは實をとりて貢法をなすべし。」
かくの如く我國に於ては地形上の關係と士農分裂せるより農兵制度とならぬ以上は、井田を行ふことは不可能であることを述べた。而て蕃山の著書、大學或問や集義和外書の論法は、一々反對説を提出して之に駁論を加へるといふ風であるが、その反對説の多くは永忠の意見である。従て井田法を唱道したのも或は永忠であつて之に光政が心を動かしたのかも知れぬ。之はとも角として試験的にもしろ、可なり大規模に井田法を實際に行つた所を見れば單なる王侯の遊戲ではなく、何等か偉大の意圖を有して居た

2) 日本經濟叢書第三十三卷 p. 237

ものといふことが出来よう。私の寡聞を以てすれば、當時かくの如き制度を試みた所は岡山藩を除いては他に無いようであるから、左に少しくその概略を記して見よう。

二 井田實施の由來

イ 上井田、池田光政は轉封以來大に開墾を奨励し官民力を協はせて之が經營に従事した。津田永忠は寛文三年十二月和氣郡友延村と上道郡金岡村との海濱斥鹵の地を開拓するの計畫を樹て之を江戸に在る光政に報じた。光政は已に明曆三年六月、序でを以てこの友延新田をば巡狩して居たので直ちに之を裁可した⁴⁾。土工は間もなく竣工し四年には稻作を試みるこゝが出来た。其の後數年間は之に就いての記録がないから如何にして新田を分配し租税を徴收したかは不明であるが、當時の一般新田と同じ普通の畝下制によりその地の百姓に耕作せしめたものであらう。寛文八年秋初めて物成四十八石を收めたけれども、「樋の跡先を掘り搗遊等仕る爲めに右の米被下度旨」を那代より上申し

たので下附せられ、翌年も物成五十四石五斗餘をその地に殘しおいて堅堤腹付等の日用米に充用することを許された。寛文十年十二月に光政は永忠に對し、この新田地の溝澗を設け井地を劃定して井田助法を試みるように命じた。翌十一年一月（西紀一六七一年）起工し年内に竣工したので來るべき夏には根付をなしうるようになし置土をなさしめ、小林孫七なる者をして井田のことを司らしめることとした。之れが所謂上井田である。上井上井といふはその地位の上下によつて名づけたものである。又光政がこの新田に井田を實施したのは前述の「新地に聖代の法をうつして見る」といふ蕃山の説に基くものであらう。光政は井田法に多大の興味を感じ且つ望を囑して居たのであらうが、其の成績好ましくからず種々の支障を生じたので終に延寶三年九月に至り普通の年貢地としてしまつた。

□ 下井田、光政の隱退後その子綱政は父君の志を紹いで貞享元年より新に上井田の下手に海濱を開墾し元祿の初めに至つて完成し

3) 類編、井田新田始末取調書及び有吉彌一右衛門手記には寛文元年起工とあれども恐らく誤ならん
4) 類編、井田新田始末取調書及び有吉彌一右衛門手記には延寶四年とあり
5) 評定留
6) 類編、井田新田始末取調書及び有吉彌一右衛門手記には延寶四年とあり
7) 提
8) 留帳、有吉彌一右衛門手記には延寶四年とあり
9)

た。之が即ち下井田である。¹⁰⁾下井田は次に述べるやうに上井田よりも更に種々の不都合なる事情ありて之れ亦長く支持することが出来ず、寶永七年檢地を行ひ、閑谷學校領となし普通の租法を適用しその物成をば學校の費用に充當することゝとなり茲に井田法は全く廢止せられた。¹¹⁾

三 井田の形態

上井は總面積が九町七畝にして一井は一町十五歩、長さ百間三尺、横三十間の長方形である。¹²⁾各井の間には溝沓や境野手があるので各井の實面積は同一ではない。殊に中央の公田には可なり廣い廬舎が作られ、茲で收穫の作業などを行ひうるような仕組となつて居た。今、閑谷學校職員たりし有吉彌一右衛門の私記によれば各井の面積は次の如くである。

- 一、北大町前長九十四間三尺二寸、幅六尺六寸
- 一、北南へ通東西の北大町前三百六間二尺四寸、幅六尺六寸
- 一、同小町前二筋三百四間五尺四寸宛、幅三尺
- 一、同斷六筋九十一間四尺宛、幅同斷
- 一、境水二筋長九十二間二尺宛、幅一尺二寸宛
- 一、同二筋長三百五間一尺八寸宛、幅二尺宛

- 一、井水二筋右同斷 幅一尺二寸宛
- 一、一井一井ノ境野手 幅二尺宛
- 上井ノ總畝數

- 一ノ町 一町一畝二十歩
- 二ノ町 一町一畝二十歩
- 三ノ町 一町〇二十五歩
- 四ノ町 一町一畝二十歩
- 五ノ町 一町〇二十五歩
- 六ノ町 一町一畝〇
- 七ノ町 一町〇二十歩
- 八ノ町 一町一畝一〇
- 九ノ町即ち公田、九段八畝二十歩

更に井田村の農民間に傳はつて居ると稱せらるゝ古記録には井田の圖面がある、之は井田法廢止後のものと見へて斗代免が定めてある。參考の爲め之を寫して見よう。

高1 一石二斗免四	高2 一石免四	高3 一石免四
高7 一石二斗免四	廬舎 高1 一石免四	高4 一石免四
高8 一石二斗免四	公田 免四	高5 一石免四
高6 一石免四	高1 一石免四	高1 一石免四

10) 井田開墾起因取調書
 11) 有吉氏手記、井田開墾起因取調書
 12) 同上

次に下井は總面積九町三段十八歩、一井の畝數一町三畝十二歩にして五十五間四尺二寸の正方形である。公田にある廬舎は坪數三畝二十五歩といふ餘程大きなものである。有吉氏は次の如く記して居る。

一、大町前長百七十三間五尺四寸寬、幅七尺二寸寬
二、境水百七十一間三尺

東西ノ境水幅三尺、北二尺五寸、南三尺五寸

一、井水右同斷 幅一尺二寸寬

上井田の地味は各井共大なる差等がなかつたゆめが租法改正後に於ても皆免四ツであるが、下井の地味は區々であつたことは實永七年の檢地帳によつて明かである。15) 即ち同年徳取の法を廢し普通の租法を行ふに際しては次の如く田地の等級が區別せられた。

一ノ町 中田、 二ノ町七ノ町八ノ町九ノ町 下田

六ノ町 下々田、 三ノ町四ノ町五ノ町 印 下々田

計 九町三段十八歩

丙

中、一町三畝十二歩 一石二斗代 高十二石四斗八合

下、四町一段三畝十八歩 一石代 高四十一石三斗六升

下々、一町二畝十二歩 八斗代 高八石二斗七升二合

雜錄 舊岡山藩の井田法

印下々、三町一段六歩 六斗代 高十八石六斗一升二合
高合八石六斗五升二合 免二ツ六歩

物成二十石九斗七升

右者檢地相濟候所反歩見分之上斗代免相極候以上

實永七年寅七月二日 水野小右衛門

右に由て見れば井田法實施の當時に於ては地味惡しく收穫少きものと雖も同様に公田を共耕するを以て實質上負擔に輕重の差があつた譯である。この一事に由て見るも井田法を適正に實行するには色々の前提條件を必要とすることが分る。井田法は今日に於ては公正なる分配法としては到底實際上の重要を有することは出來ないであらう。

尙ほ井田耕作者を決定するには如何なる方法に由つたかに就いては記録の徴すべきものがないけれども、餘程嚴密に人選したことは、延寶元年二月二十六日の留帳并に津田重二郎手記に次の如き記事があるによつて察せられる。

「先是井田入百姓ニ横山半助及和氣郡難田村庄屋市郎右衛門倅入申度旨津田重二郎ヨリ請願ニ及ビシカバ本日江戸ヨリ許可ノ命アリシ

15) 有吉氏手記による

旨池田大學ヨリ津田重二郎ニ達ス¹⁴⁾

之に由て見れば入百姓につき態々江戸に在る藩主の裁可を仰いたことが分る。如何に真剣になつて井田法を行つて見たかを推察することが出来よう。

四 餘論

井田新田開拓の後、倉田、幸島、沖等の大新田の開墾が行はれたが再び井田法は實施せられなかつた。惟ふに井田法が友延新田に於て成功して居たならば或は右の三大新田にもこの法が適用されたかも知れぬ。乍併蕃山の説いたように井田法は終に不成功に終つた。井田の物成は殆ど藩庫に納められたことはなく井田自身の維持の爲めに費されてしまつた。それに藩の財政は年々膨脹して來るので開墾地は之を夫役銀を納むる者に拂下げ、畝下の制も他藩に比し却て重いといふ状態になり、古地の耕作者の負擔も増加した。藩校の碩儒武元立平等も蕃山と同じく墾海墾田の策に反對し井田法の實行不可能なるを説き他の政策を提唱するに至つた。¹⁴⁾かくし

て折角の井田法も何等の効果を收むることが出来ず、後世の人をして單なる遊戲ではなかつたかと思へ疑はしむるに至り、今日では僅かに一地名として井田新田の名を止むるにすぎぬ。

(大正一一、四、一〇)